

戦国武将細川幽斎の和歌

— 関ヶ原の戦における歴史と文学 —

小 高 道 子

一 表の意味、裏の意味、言外の意味

日本語には、表の意味・裏の意味・言外の意味がある。家を出た時に近所の人に会うと「あら、お出かけですか？ どちらへ？」と聞かれる。それに対する答はほとんどの場合「ええ、ちよつとそこまで」となる。しばしば交わされる会話ではあるが、この会話では何の情報もなかりもしていない。行先を聞いているので、答えているのである。「ただ、私はあなたがいつもより楽しそうに歩いていることに気がきましたよ」と、相手に対して好意的であることを伝えるだけである。答える側もそつした相手の厚意に感謝しつつ、出かけることを認める。そこには、出かけている時に何かあったらよろしくお願ひ致します、というお願ひや、気をつけてみていますから大丈夫ですよ、ということばが込められている。そのため「どこに行こうと勝手にしよ」とか「余計な御世話です」ということにはならない。また、足取り重く、あるいは喪服を着ている人にはこうしたことばはかけない。

このようなやりとりを、言葉に示された表の意味だけで理解して良いのだろうか。表の意味は行先を問われて「ちよつとそこまで」と行先を答えたものである。しかしながら、話し手も聞き手も「そこ」がどこであるかは意識していない。言葉の裏にあるお互いの好意的な感情を確認して安心しているのである。

「どちらへ？」という問が好意的に発せられることが多いのに対して、非難や叱責を込めた問もある。「どうしてこんな問題が解けないのか」という質問は、解けない理由を聞くよりはむしろ、解けないことを非難している場合が多い。スマホをいじりながら歩いていてぶつかった時に「どこを見ている！」と言われて「スマホを見えています」と答えると相手の怒りに火を付けることになるだろう。「どこを見ている！」という罵声は、「自分にぶつからないように、前に注意して歩け」という意味であろう。こうしたことばのやりとりは、文学においても見られる。本稿では、細川幽斎の智仁親王への古今伝受について、検討を加えたい。

二 二条西家と細川幽齋

東常縁から宗祇に伝えられた古今伝受は、宗祇から三条西実隆・近衛尚通・肖柏に伝えられた。この中で「門弟随一」として宗祇の古今伝受を継承したのが三条西実隆であった。実隆に伝えられた古今伝受は、実隆から公奈、そして実枝へと三条西家の系図通りに継承された。ところが、実枝が六十歳になった元亀元（1570）年に公国はわずか十五歳であり、年齢が離れていたために、実枝は公国に直接相伝することができなかった。そこで、公国の成人後に公国に相伝することを条件に、幽齋に古今伝受を預けた。宗祇から三条西実隆への古今伝受と実枝から幽齋への古今伝受を比較すると、古今伝受に際して提出される誓状を始め、様々な点でその形式が複雑になっていることに気付く。次に、両者を比較してみよう¹⁾。

○ 宗祇 三条西実隆（早稲田大学図書館蔵『古今相伝人数分量』）

古今集事、伝受説々更以不可有聊爾候儀、此旨私曲候者可背

両神天神之冥助者也、仍誓文如件

文明十九（1487）年四月十八日

○ 三条西実枝（三光院） 細川幽齋（宮内庁書陵部）

古今集御伝受之事、二条家正嫡流為御門弟請御説之上者、永如親子不可存疎意候、於義理口伝故実、他言口外之儀、曾以不可在之

四

候、又与他流令混乱、是非之褻貶禁制之段、如道之法度其旨候、將又御伝受之後、不蒙免許者、聞道説道之義、努々不可有聊爾候、若此条々令違背者、大日本国中神、祖神并天満天神、梵釈、四王、殊和歌両神之冥罰忽其身上二可罷蒙者也、仍誓状如件

元亀三（1572）年十二月六日

幽齋が実枝に提出した誓状が複雑になっていることが明らかである。両者の内容が異なることは資料から明らかであるが、どうして異なっているのかは、推測の域を出ない。三条西家の門外に出すことで、三条西家の古今伝受が変化することを恐れた実枝が、三条西家に戻る確率を少しでも上げるために、実枝が、誓状の内容を複雑にして、誓うべき神の名前を増やしたと、推定しているが、根拠となる資料は見出せない。

実枝が幽齋を選んだことは、歴史史料から明示できる事実である。

しかしながら古今伝受は公家の世界における最奥の秘伝である。それを公家ではなく武将である幽齋に預けたことは、奇妙な印象も与える。そこで、その背景を推察してみよう。

その理由として想定されるのは、古今伝受を継承するにふさわしい歌学の実力を持つ公家がいなかったことである。すると、当時の公家には、武将である幽齋を超える歌学の実力者がいなかったことになる。市古貞次氏は、このように重要な秘伝を武将である幽齋に預けざるをえなかった「公家の無能さ」を指摘された²⁾。

一方、古今伝受が公家の秘伝であるからこそ、公家に預けることに

より、預けた公家の家の秘伝になることを恐れ、歌学は余技に過ぎない武将である細川幽齋に預けた、とも考えられよう。武将である幽齋なら、古今伝受を細川家の秘伝にすることなく、三条西家に戻すのではないかと考えて幽齋を選んだのかも知れない。

実枝が幽齋を選んで古今伝受を預けたのは間違いない。だが、その背景にある預けた理由について、文学研究では様々な推測が可能である。

三 公国への相伝と公国の死

幽齋は実枝との約束を忠実に守り、天正七（1579）年に実枝が没すると、半年とたたないうちにその子公国へ古今伝受を伝えた。実枝との約束を果たした幽齋は、実枝との約束から解放された。すなわち誓状においてしないことを誓っていた「与他流令混乱、是非之褒貶禁制之段」すなわち、他流と混乱したり、是非の褒貶をすることができるようになった。そこで幽齋は宗祇が近衛尚通・肖柏に伝えた古今伝受資料を収集し、三条西家の古今伝受のみならず、宗祇に始まる三流の古今伝受資料を収集した。

ところが、天正十五（1587）年に三条西公国は、三十二歳で早逝してしまふ。この年、幽齋は五十四歳であった。三条西実枝との約束を考慮すると、幽齋には自分が収集した古今伝受資料を伝える伝受者が必要であった。三条西家以外の古今伝受資料を収集しているから実枝に提出した誓状には背いている。そこで幽齋は、三条西家以外の弟子を探していた。

公国の死後、幽齋が公国の子、実条に古今伝受をしなかったことについて、幽齋は松永貞徳に語っている³。

此一大事を、そこ（松永貞徳）などに伝ふる事にてはなしといへども、三条殿は不すきにて、返し奉べき御器量にあらす。此事曉の夢にも天下に知人なしと、三光院殿（三条西実枝）のたまひしかば、返々あだに存る事なかれ（『天水抄』）
有時、ちかきころうせ給ひにし三条殿、……「御心だて不器用なり」といたううめき給へり（『戴恩記』）

幽齋は実条について「不すき」「返し奉べき御器量にあらす」「御心だて不器用なり」と、古今伝受継承者としてはふさわしくないことを述べている。しかしながら、実枝に提出した誓状に背いて三条西家以外の古今伝受資料を収集した幽齋は、実条に返すことが出来なかったであろう。これらの記事には、裏の意味があるように思われる。

公国の死後、自ら収集した古今伝受資料を伝える相手として幽齋がまず考えたのが、後陽成天皇であった。天正十八（1590）年の『兼見卿記』には、後陽成天皇（二十歳）、細川幽齋からの古今伝受を希望した記事が見える⁴。

「今上古今御伝授之御叡心也、御若年如何、是非共先御無用之由、令祇候砌可申入」天正十八（1590）年 後陽成天皇（二十歳）、細川幽齋からの古今伝受を希望（『兼見卿記』）

記事に「御若年如何」とあることから、年齢が問題になったように推測される。しかしながら、「今上古今御伝授之御叡心也」とあることから、後陽成天皇自身は古今伝受を希望されていたと推定できる。すると、「御若年如何、是非共先御無用之由」と、取止めるように伝えることを兼見に依頼したのは、この資料を見る限り、「母」ということになる。いずれにしても幽斎から後陽成天皇への古今伝受が実現することはなかった。

四 幽斎から智仁親王への古今伝受

「若年」を口実に、後陽成天皇への古今伝受がかなわなかった幽斎は、天皇の弟である智仁親王に古今伝受を伝えた。相伝に先立ち、前田玄以を通じて徳川家康の内諾を得て、慶長五年三月十九日古今伝受を開始した。講釈は順調に進み、四月二十九日には巻十「物名」を講釈した。巻十は、秘伝が多いため、巻二十とともに、他の巻の講釈が終了してから講釈される。ところが、慶長五年は関ヶ原の戦いが起きた年である。幽斎は、家督を忠興に譲っているものの、忠興が出陣した留守を守るため、丹後に帰国した。智仁親王への講釈は中断されたのである。

その後、丹後の田辺城は石田三成側の軍により包囲される。幽斎は籠城して死を覚悟していたが、唯一の古今伝受継承者であるため、古今伝受が絶えることを恐れ、七月二十九日に智仁親王に古今伝受終了の証明状を書き、形式的には智仁親王への古今伝受が終了したことにした。

一方、田辺城には後陽成天皇の勅使が派遣され、田辺城は後陽成天皇の勅命により開城された。ここまでが、歴史史料から裏付けられる関ヶ原の戦と古今伝受の顛末である。文学研究でも、付け加えることはほとんどない。しかしながら、研究を離れて推測をたくましくするならば、疑問点をあげることが出来る。

・智仁親王を後継者に選んだ時、幽斎自身が参戦することを、どの程度想定していたのであろうか。

・幽斎は、古今伝受の講釈を一部残して田辺に帰国しているが、その後の展開を考えて、意図的に一部を残したのであろうか。それとも、丹後に帰国する前に講釈を終了させることが、日程的に無理だったのであろうか。

これらの答は決してひとつではなく、様々な思惑がある中でこの行動が、結果としてこの様なものになったのであろう。関ヶ原の戦は、参陣した武将のみならず、古今伝受という文学界の出来事にも影響を及ぼした。司馬遼太郎の『関ヶ原』は昨年映画になったが、小説は、文学研究者よりも、自由な推測を重ねることが出来る。そこに描かれた武将のように、古今伝受についても、文学研究から少しだけ手を伸ばして、細川幽斎の古今伝受について検討を加えてみた。

注

- (1) 幽齋から実技の古今伝受については「三条西実技の古今伝受」(和歌の伝統と享受) 平8 風間書房)で検討を加えた。
- (2) 「細川幽齋試論」(『百合短期大学研究紀要』昭31・1)
- (3) 『天水抄』、『戴恩記』の引用は、それぞれ古典俳文学系・日本古典文学大系による。
- (4) 引用は『図書寮典籍解題 続文学篇』による。

付記

本稿は二〇一八年二月二十七日、中京大学におけるフォーラム「歴史と文学の間——歴史家の目、文学者の目——」における講演に加筆したものである。